



### 〈目次〉

休日対応の医療機関体制変更	1	有害鳥獣捕獲	11
町営バス「中湧別・佐呂間線」に第3便追加	2	乳幼児のいる世帯にゴミ袋無料配付	12
認定こども園みのり 非常勤職員募集	3	オムツを使用している高齢者などにゴミ袋無料配付	13
オホーツク管内町村職員採用資格試験(大学卒)	4	道立心身障害者総合相談所 一般巡回相談	14
国民健康保険に加入している学生の保護者の方へ	5	障がい者・障がい児に関する出張相談窓口	14
上湧別学園開校によるバスの運行	6	学びすとカレッジ 新聞紙創作	15
春の交通安全運動	6	行政相談窓口	15
移住者向け賃貸住宅の入居者募集	7	アイロンビーズ講座	16
4月の運動指導・運動相談	7	子育て支援センター 4月の予定表	16
賃貸住宅建設と中古住宅賃貸化を補助	8	山火事予防にご協力ください	17
新築住宅と中古住宅の購入に補助	8	北海道交通事故相談所	17
ギャラリー作品展示	9	猟銃所持許可初心者講習会	18
ゴミの分別にご協力をお願いします	9	山菜採りにともなう事故やヒグマとの遭遇にご注意	18
土地・家屋の価格等縦覧帳簿	10	町有林作業員募集	18
空き家の相続登記や後片付け、解体費用補助		地域おこし協力隊(インターン) 受け入れ事業所募集	

## 4月から休日対応の医療機関体制が変わります

☎健康こども課 健康相談G 5-3765

令和7年3月末をもって、遠軽町内および湧別町内の医療機関が交代で実施していた、当番病院制度が廃止されることになりました。

4月からの休日対応の救急病院は、全て「遠軽厚生病院」になります。

救急病院は、休日などの急病に際し、応急処置を行うためのものであり、必ずしも専門医が治療を行うわけではありません。そのため、薬は最小限で、医師が必要ないと判断した場合は、処方されない場合もあります。

救急・急病以外は、平日の診療時間内に医療機関を受診されますようご協力をお願いします。

【救急病院】 J A北海道厚生連 遠軽厚生病院

遠軽町大通北3丁目1番地5号 TEL 0158-42-4101

【診療日】 日曜日、祝日、年末年始

【診療科】 内科・外科

## 町営バス「中湧別・佐呂間線」に第3便を追加しました

Ⓧ 住民税務課 住民生活G 2-5863

佐呂間町が運行するふれあいバス北見線に乗り継ぐことができる「中湧別・佐呂間線」について、4月1日より新たに第3便を追加し、交通アクセスの向上を図ります。ぜひご利用ください。

【路線名】中湧別・佐呂間線

【運行区間】「中湧別TOM」から「佐呂間町バスターミナル」

【運行日】毎週火曜日および木曜日（運休日：12月30日から翌年1月3日、祝日）

【運行便数】3便（時刻表は、下表のとおり）

【利用方法】予約制です。湧別小型運送株（Tel 5-2046）へ電話で、利用する日の前々日の午後5時までに予約してください。

※湧別小型運送株は、土・日曜日および祝日、12月30日から翌年1月3日は予約の受付を行っておりませんのでご注意ください。

往路				復路					
停留所	1便	2便	※追加3便	停留所	1便	2便	※追加3便		
【中湧別TOM発 ↓ 佐呂間町バスターミナル行】	中湧別TOM	7:25	12:05	14:25	【佐呂間町バスターミナル発 ↓ 中湧別TOM行】	佐呂間町バスターミナル	8:30	13:00	15:20
	フードセンター前	7:26	12:06	14:26		計呂地	8:49	13:19	15:39
	五鹿山入口	7:27	12:07	14:27		公民館前	8:53	13:23	15:43
	国道7号線	7:28	12:08	14:28		志撫子浜	8:56	13:26	15:46
	東1線	7:29	12:09	14:29		多田宅前	8:58	13:28	15:48
	東4線	7:31	12:11	14:31		愛ランドユー前	8:59	13:29	15:49
	東5線	7:32	12:12	14:32		二軒橋	9:00	13:30	15:50
	福島	7:33	12:13	14:33		キナウシ	9:01	13:31	15:51
	丁寧	7:34	12:14	14:34		芭露	9:03	13:33	15:53
	弥生	7:35	12:15	14:35		芭露駐在所前	9:04	13:34	15:54
	開拓	7:36	12:16	14:36		畜産研修センター	9:05	13:35	15:55
	畜産研修センター	7:38	12:18	14:38		開拓	9:07	13:37	15:57
	芭露駐在所前	7:39	12:19	14:39		弥生	9:08	13:38	15:58
	芭露	7:40	12:20	14:40		丁寧	9:09	13:39	15:59
	キナウシ	7:42	12:22	14:42		福島	9:10	13:40	16:00
	二軒橋	7:43	12:23	14:43		東5線	9:11	13:41	16:01
	愛ランドユー前	7:44	12:24	14:44		東4線	9:12	13:42	16:02
	多田宅前	7:45	12:25	14:45		東1線	9:14	13:44	16:04
	志撫子浜	7:47	12:27	14:47		国道7号線	9:15	13:45	16:05
公民館前	7:50	12:30	14:50	五鹿山入口	9:16	13:46	16:06		
計呂地	7:54	12:34	14:54	フードセンター前	9:17	13:47	16:07		
佐呂間町バスターミナル	8:13	12:53	15:13	中湧別TOM	9:22	13:52	16:12		

※町営バスなので、65歳以上の方などは、無料となります。

【接続路線】佐呂間町ふれあいバス北見線の1便、2便の往・復路と3便の往路に接続します。

往路				復路			
停留所	1便	2便	3便	停留所	1便	2便	3便
佐呂間町バスターミナル	8:20	13:20	15:25	北見赤十字病院	12:00	14:16	16:21
佐呂間30号(宇野自動車)	8:23	13:23	15:28	道東の森総合病院	12:06	14:22	16:27
佐呂間町体育館	8:25	13:25	15:30	栃木14線(待避所)	12:40	14:56	17:01
富丘(片平商店)	8:28	13:28	15:33	中園12線	12:42	14:58	17:03
若佐38号(旧若佐小学校)	8:29	13:29	15:34	中園10線(長岡宅)	12:44	15:00	17:05
若佐(遠軽信金)	8:31	13:31	15:36	若佐(遠軽信金)	12:45	15:01	17:06
中園10線(長岡宅)	8:32	13:32	15:37	若佐38号(旧若佐小学校)	12:47	15:03	17:08
中園12線	8:34	13:34	15:39	富丘(片平商店)	12:48	15:04	17:09
栃木14線(待避所)	8:36	13:36	15:41	佐呂間町体育館	12:51	15:07	17:12
道東の森総合病院	9:10	14:10	16:15	佐呂間30号(味よし)	12:53	15:09	17:14
北見赤十字病院	9:16	14:16	16:21	佐呂間町バスターミナル	12:56	15:12	17:17

※運賃は、中学生以上：500円、小学生：200円、幼児：無料

※湧別町の町営バスではないため、65歳以上無料などの制度はありません。

## 認定こども園みのり 非常勤職員を募集します

健康こども課 児童支援G 5-3765

認定こども園みのりの非常勤職員を次のとおり募集します。

### 【募集職種】

職種 募集人員	清掃業務(非常勤職員) 1人	勤務時間	平日2日間 午前10時00分～午後2時00分 土曜日 午前8時30分～正午 祝日 午前8時30分～午前9時30分
勤務場所	認定こども園みのり	勤務日数	平日2日間、土曜日、祝日(合計月14日間程度の勤務)
職務内容	施設の清掃業務	給料額	時給1,140円
		手当	通勤手当など
必要資格	なし	休暇など	有給休暇など
		各種厚生	労働保険(労災、失業)加入

【応募方法】履歴書を認定こども園みのりへ持参または郵送してください。

【募集期間】4月25日(金)まで

※応募があり次第随時採用面接を実施しますので、早期に応募を締め切る場合があります。

【選考方法】書類の提出があり次第、面接試験を実施します。面接試験の日程は応募者に後日通知します。

【問い合わせ先】学校法人和光学園(公私連携幼保連携型認定こども園みのり) TEL 2-3538  
湧別町中湧別中町3021番地の1

## オホーツク管内町村職員採用資格試験(大学卒)が行われます

㊦総務課 総務G 2-2112

令和8年度オホーツク管内町村職員採用資格試験（大学卒）が次のとおり行われます。

【試験日】7月13日（日）

【試験地】札幌市・美幌町

【募集期間】5月1日（木）～6月6日（金）消印有効

【願書配布期間】5月1日（木）～6月6日（金）

【試験申込書】次の場所に設置しています。

- ①㊦総務課、㊧福祉課およびオホーツク管内町村役場（総合支所含む）
- ②網走市役所、北見市役所（総合支所含む）、紋別市役所
- ③北海道町村会（札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館6階）
- ④札幌学生職業センター（札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階）
- ⑤どさんこ交流テラス（東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館8階）
- ⑥オホーツク町村会（網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎2階）

【問い合わせ先】オホーツク町村会 TEL 0152-44-6472

㊦総務課 TEL 2-2112

## 国民健康保険に加入している学生の保護者の方へ

㊧健康子ども課 医療G 5-3765

国民健康保険は、住民票がある市町村で加入することが原則ですが、加入者が学校に行くために町外に転出する場合、届け出により学生用の資格確認書（マイナ保険証をお持ちの方は資格情報のお知らせ）を交付しますので、次のいずれかに該当する方は忘れずに手続きをお願いします。

### 【必要なもの】

このような場合	手続きに必要なもの	
4月から学校などに行くために子どもが他の市町村に転出する（住民票を居住地に移す）とき	●入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど、学校に通うことが証明できるもの	国保の保険証 または資格確認書 ※マイナ保険証をお持ちの方は資格情報のお知らせ
学生用の資格を持っている方が学校を卒業し、職場の健康保険または住所地の国保に加入するとき	●健康保険資格取得証明書（なければ資格確認書など健康保険の種類や加入時期がわかるもの）	
休学や中退、他の学校へ進学するなど、就学年限に変更があったとき	●休学・中退することが分かるもの ●入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど、新しい学校に入学することが分かるもの	

【手続き場所】㊧健康子ども課、㊦住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

## 上湧別学園開校によるバスの運行について

教育委員会 教育総務課 学校教育 G 5-3143

4月1日に上湧別学園が開校することにより、多くの児童生徒がバスにより通学します。

主に4年生以下の児童は、湧別町のスクールバスを利用することから、新たに3路線を追加します。スクールバスは、乗降場所を定め、朝1便と帰り2便を基本の体制として運行します。

通学時間は、乗降場所付近に多くの児童が集まりますので、近隣にお住まいの方は見守りにご協力いただくとともに、付近を通行する際にはご注意ください。

また、5年生以上の児童生徒は、主に民間路線バスを利用し通学することとなります。バスの乗降に不慣れな低学年の児童も乗車することがありますので、路線バスを利用する際には乗車マナーを守るとともに、座席の譲り合いにご協力ください。

### ●新たに路線追加するスクールバス

#### 【旭・中湧別線】

乗降場所	旭、川西、なかよし児童センター（帰りのみ）、 旧中湧別小学校、上湧別学園
------	---

#### 【中湧別線】

乗降場所	5の3会館、文化センターTOM、なかよし児童センター（帰りのみ）、 5の1会館、上湧別学園
------	--

#### 【開盛線】

乗降場所	開盛住民センター、4の1会館、4の2会館、4の3会館、 旧上湧別小学校、上湧別学園
------	--

※上湧別学園通学用のスクールバスには、一般の方は乗車できません。

※学校の日課により運行時間は変更し、夏休みや冬休みなどの長期休業期間は運行しません。

## 4月6日(日)～15日(火) 春の交通安全運動



春は、新入学児童が通学を始める季節です。新入生たちは慣れない環境での登下校や、交通ルール、マナーをまだ十分に理解していないため、交通事故の被害者となることが心配されます。

また、道内の交通事故死者数の過半数を高齢者が占めており、高齢者の交通事故防止も重要な課題となっています。子どもやお年寄りを見かけたら減速するなど、思いやり運転に努めましょう。

### 運動の重点

- ①子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底と、ながら運転などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤スピードダウン

4月10日(木)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。皆さん一人ひとりが交通安全について考え、行動し、悲惨な交通死亡事故を無くしていきましょう。

【お問い合わせ先】住民税務課 住民生活 G TEL 2-5863

## 移住者向け賃貸住宅の入居者を募集します

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、空き家を活用した移住者向けの賃貸住宅1戸を整備したので、入居者を募集します。

所在地	対象	構造	面積	間取り	月額家賃
中湧別南町	世帯向け	木造2階建	1階：60.46㎡ 2階：24.84㎡	4LDK	6万円

【入居資格】 ●令和7年3月25日時点で①町外に住んでいる方または②町内に居住してから3年を経過しない方

●国、道、町に支払う税金・使用料などの滞納がない方

【申込方法】 4月30日（水）までに、町ホームページからダウンロード、または㊦企画財政課に備えている申込書に必要事項を記入のうえ、世帯全員の①住民票の写し・②所得証明書・③納税証明書を添付してお申し込みください。

【申込先】 ㊦企画財政課、㊧福祉課、中湧別出張所

【入居決定】 5月中旬 ※入居に当たっては、連帯保証人の設定が必要になります。

【その他】 4月12日（土）、13日（日）の2日間、住宅内覧会を開催します。町ホームページ詳細は、町ホームページでご確認ください。



## 4月の運動指導・運動相談

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

町民の皆さまの健康維持増進のために、運動指導・運動相談を開催します。お気軽にご参加ください。

【日程・内容】 ※予約・受付は不要です。

月 日	時間	内容	会場
4月 1日（火） 8日（火） 15日（火） 22日（火）	午後2時～4時	●トレーニング器具の利用方法 ●運動相談など	湧別総合体育館 （2階トレーニング室）

【参加料】 体育館の使用料（冬期：1日券150円）を窓口でお支払いください。シーズン券（冬期）をお持ちの方は不要です。

【指導者】 教育委員会社会教育課社会教育グループ 運動指導職員 三浦 茉畝

【対象者】 町内にお住まいの方

【その他】 上記の日程以外で運動指導を希望される方は、社会教育課までご連絡ください。

## 賃貸住宅建設と中古住宅賃貸化を補助します(令和7年4月から)

㊦建設課 管理G 2-5869

町では、町内に民間賃貸住宅および社宅を建設する方、中古住宅を購入し賃貸住宅とする方、所有する住宅を改修し賃貸住宅とする方に、新たな制度をスタートし補助金を交付します。

【事業期間】 令和12年3月31日まで

【補助対象】 新たに賃貸住宅および社宅を建設する方、中古住宅を購入し賃貸住宅とする方、所有する住宅を改修し賃貸住宅とする方で、10年間賃貸住宅として使用する方。

【補助要件】 ①賃貸住宅および社宅に、所有者または所有者の3親族以内の親族が入居しないこと。  
 ②国税、地方税および地方公共団体へ納付すべき使用料などに滞納がないこと。  
 ③暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団員でないこと。  
 ④宗教法人でないこと。  
 ⑤移転補償により補償費を受けて新築するものでないこと。  
 ⑥施工業者は、新築賃貸住宅は建設業法で定める建設業の許可を受けた者であり、改修賃貸住宅は建設工事業などを営む者であること。  
 ⑦各戸に玄関、台所、便所、浴室、および居室が設置されていること。  
 ⑧1戸当たり1台以上の駐車スペースが確保されていること。ただし、外国人技能実習生の居住するものを除きます。  
 ⑨建築基準関係法令に適合すること。  
 ⑩公共下水道または合併処理浄化槽に接続されていること。ただし、改修賃貸住宅を除きます。  
 ⑪中古住宅の購入、当該土地の購入については、3親等以内の親族からの購入するものでないこと。

【補助金額】 ≪新築賃貸住宅≫ ※町外業者が施工した場合は、補助金額を4分の3とします。

間取り	1戸当たりの補助金額
1ルーム(20㎡以上)	212万円
1LDK(30㎡以上)	284万円
2LDK(45㎡以上)	388万円
3LDK(55㎡以上)	424万円

≪改修賃貸住宅≫ ※消費税・地方消費税・仲介手数料・登記費用などを除きます。

- 中古住宅の取得費、当該土地の取得費の3分の1
- 町内業者施工の改修工事費(家具などの備品を除く)の3分の1
- 町外業者施工の改修工事費(家具などの備品を除く)の4分の1
- 補助限度額: 300万円

【申請方法】 補助金の交付を希望する方は、着工前または購入の概ね1月前に、申請書に関係書類を添えて提出してください。

【申請期間】 4月1日～翌年1月31日

【実績報告】 交付決定を受けた方は、建設工事完了後に実績報告書に関係書類を添えて提出してください。

【その他】 詳細は、建設課管理グループへお問い合わせください。

## 新築住宅と中古住宅の購入に補助します(令和7年4月から)

㊦建設課 管理G 2-5869

町では、町内に定住しようとする方の持家を奨励し、住宅を新築する方または中古住宅を購入する方に対し新たな制度をスタートし補助金を交付します。

【事業期間】 令和12年3月31日まで

【補助対象】 自らが居住する目的で町内に住宅を新築または中古住宅の購入の契約をし、所有する方で、5年以上継続して当該住宅に居住する方。

【補助対象外】 ①申請者または申請者の配偶者が湧別町内に住宅(※)を所有している方。(交付申請時、過去5年以内に湧別町内に住宅(※)を所有していた方を含む。)

ただし、所有している住宅(※)を賃貸住宅として使用する方、所有している住宅を売却し、売却する住宅が民間賃貸住宅等取得補助金を申請し、賃貸住宅となるものについては補助対象とします。 ※住宅：賃貸住宅は除く

②相続・贈与など対価がともなわない住宅、移転補償の対象になる住宅。

③3親等以内の親族から購入する住宅。

④別荘などで一時的に使用する住宅および賃貸住宅。

⑤地方公共団体へ納付すべき税、使用料などに滞納がある方(湧別町民は、同居する世帯員を含む)。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の方。

⑦過去に新築住宅および中古住宅の購入に係る湧別町の補助金を受けている方。

【補助金額・要件】 <<新築住宅>>

対象者	基本額	加算額		
		転入者	18歳以下の子 ※おなかにいる赤ちゃん も対象になります	分譲宅地購入
町民(※1)	80万円	—	30万円/1人	—
転入者(※2)		80万円		購入費の1/2(上限50万円)

※新築は、住宅部分の床面積が80㎡以上とし、かつ、全体面積の2分の1以上を自己の住宅とすること。

<<中古住宅>>

対象者	基本額	加算額
		18歳以下の子 ※おなかにいる赤ちゃんも対象になります
町民(※1)	補助対象経費×20%(上限80万円)	30万円/1人
転入者(※2)	補助対象経費×30%(上限160万円)	

①購入費は、中古住宅購入費、土地取得費用および増改築を含む修繕費とします。

②補助対象経費は、中古住宅購入費、土地取得費用および増改築を含む修繕費(増改築を含む修繕費のうち町外業者施工は4分の3)とします。

③購入費および補助対象経費は、消費税・地方消費税・仲介手数料・登記費用などを除きます。

④補助金額は、購入費を限度額とし、1万円未満の端数は切り捨てとします。

※1 町民：町内に居住し住所地として住民基本台帳法の規定による住民票に記載され、当該住所を生活の本拠地としている方。

※2 転入者：交付申請書提出時において3年以内の期間に町内に居住していない方、または、町内に転入してから3年以内の方。

- 【申請方法】補助対象事業の着工前または購入前を目途に申請書に関係書類を添えて提出してください。
- 【申請期間】4月1日～翌年1月31日
- 【実績報告】交付決定を受けた方は、住宅に入居後に実績報告書に関係書類を添えて提出してください。
- 【その他】詳細は、建設課管理グループへお問い合わせください。

## 文化センターギャラリーで作品展示しませんか

教育総務課 社会教育課 社会教育G 5-3132

文化センターさざ波内およびTOM漫画美術館内に常設しているギャラリースペースは、町内で活動している個人・団体の方の作品発表の場として一般開放しています。展示するジャンルは問いませんので、皆さんの作品を展示してみませんか。

- 【開放期間】4月1日～令和8年3月31日まで
- 【展示場所】●文化センターさざ波 ギャラリー（栄町）  
●文化センターTOM 漫画美術館内（中湧別中町）
- 【申込期間】随時受け付けていますが、申込順で優先させていただきます。
- 【申込先】教育委員会社会教育課（文化センターさざ波内）㊤住民税務課、中湧別出張所
- 【使用料】無料
- 【その他】●搬入・搬出については各自で行ってください。  
●販売目的の展示は禁止します。  
●展示の際は町ホームページで周知します。

## ゴミの分別にご協力をお願いします

燃やさないゴミとして収集しているごみの中に、空き缶や空きびん・プラスチック製容器包装などの資源ぶつのほか、乾電池などの特殊ゴミが多く見受けられます。

昨年4月から遠軽地区のゴミ処理の体制が変わり、燃やさないゴミは遠軽町の処理施設へ運び、人の手で分別・破碎処理をしているため、厳しい分別が求められています。

燃やさないゴミ袋は「何でも捨てられる便利な袋」ではありません。皆様のご協力をお願いします。なお、正しい分別ができていない場合は収集できませんので、必ず「ごみ分別の手引き」を確認のうえ、ゴミを出すようお願いします。

- 正しく分別されていないゴミ袋には「警告の紙」が貼られます。再度分別をしてから捨てていただくようご協力をお願いします。
- 分別されているペットボトルや空き缶、空きびんなどの資源ぶつは、きれいにすすいで、十分に乾かしてから出してください。
- ペットボトルにキャップが着いているものや、汚れた資源ぶつは収集できません。

**限りある資源を有効に活用するため、皆様のご協力をお願いします。**

【問い合わせ先】㊤住民税務課 住民生活G TEL2-5863



## 土地・家屋の価格等縦覧帳簿を見ることができます

㊦住民税務課 税務G 2-5863

固定資産税の納税者が所有している土地や家屋の評価額が、ほかの評価額と比較して適正かどうかを判断できるように、土地および家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます。

【縦覧場所】 ㊦住民税務課

【縦覧期間】 4月1日（火）～6月2日（月）（土・日曜日、祝日を除く）

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時15分

【縦覧できる方】 土地：土地に対して課する固定資産税の納税者  
家屋：家屋に対して課する固定資産税の納税者

【記載内容】 土地：所在、地番、地目、地積、評価額  
家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

【注 意】 ●将来購入予定の特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、縦覧制度の趣旨を逸脱することが明らかな縦覧はできません。  
●縦覧帳簿のコピー・写真撮影はできませんが、書き写しは可能です。

## 空き家の相続登記や後片付け、解体費用の補助を行います

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、空き家など相続手続きや残置物処分、不要な空き家の処分を支援するため、次のとおり補助を行います。ぜひご活用ください。

### （1）空き家流通促進事業

空き家を活用される方を対象に、相続登記の手続きと、日用品や家財道具、家電など残置物の処分を支援するため、それらにかかる費用の一部を補助する制度です。1、2は同時に申請することができます。

	対象となる費用	補助額
1	相続登記の手続きに係る司法書士などへの報酬や公的書類の取得費用、登録免許税	1/2以内、1戸につき最大5万円
2	残置物などの分別・収集・運搬・処分費用、一般家電製品の収集運搬・リサイクル料金、空き家内部の清掃費用	1/2以内、1戸につき最大10万円

【対象の建物】 次の①と②どちらにも該当する建物が対象となります。

- ①町内に所在している一戸建ての居住用建物
- ②6カ月以上使用されていない（居住者がいない）空き家

【対象者】 次の①～④すべてに該当する方が対象となります。

- ①空き家を所有している個人、または相続しようとする個人
- ②町税や町へ納付する使用料などに滞納がない方
- ③町の空き家バンクに空き家を登録している、または登録する方
- ④暴力団員ではない方

【申請期間】 4月1日（火）～令和8年3月20日（金）



町ホームページ

**(2) 空き家除却支援事業**

将来的に周辺環境へ悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を支援するため、除却費用の一部を補助する制度です。令和7年度までの制度のため、今年度で最終となります。

※令和8年度以降は、3年間の事業成果や国の動向を見ながら、継続や見直しなどを検討します。

	対象となる費用	補助額
1	不良住宅（国の基準による）と認められる空き家とその付属物の除却費用	個人：4/5以内、最大100万円 法人：1/2以内、最大100万円
2	跡地を自治会などに無償で貸し出し、地域のために利用するための、空き家とその付属物の除却費用	
3	空き家とその付属物の除却費用で、 4、5どちらにも当てはまらないもの	個人：1/2以内、最大50万円 法人：1/4以内、最大30万円

【対象の建物】 次の①～④すべてに該当する建物が対象となります。

- ①町内に所在している一戸建ての居住用建物
- ②今後1年以上使用されない（見込みを含む）建物
- ③公共事業などによる移転、建て替えなどの補償の対象となっていない建物
- ④所有権以外の権利が設定されておらず、権利者から除却の同意を得ている建物

【対象の工事】 町内の解体工事業者が施工し、空き家のある一団の土地を更地にする工事。

**対象外** 所有者などが住宅を建築するための除却工事

なお、1および2での実施を検討される場合は、役場へ事前にご連絡ください。

【対象者】 次の①～③すべてに該当する方が対象となります。

- ①除却しようとする空き家の所有者など（個人または法人）
- ②跡地を適切に管理し、売却や賃貸、住宅以外の建築物などの建築など有効に活用できる方（借地の場合は関係ありません）
- ③町税や町へ納付する使用料などに滞納がない方



町ホームページ

【申請期間】 4月1日（火）～4月30日（水）※先着順ではありません

**共通事項**

- 事業着手後の申請は認められません。事前の申請・審査が必要となります。
- 補助の決定は、(1)は受け付け順、(2)は建物の不良度が高い順に行います。そのため、予算額に達した場合は補助できませんので、ご了承ください。

**有害鳥獣捕獲を実施します**

4月1日から農林業被害防止およびエキノコックス症予防対策のため、猟友会の協力を得て有害鳥獣の捕獲を実施します。捕獲に猟銃を使用する場合がありますが、周辺の安全に十分注意して実施しますのでご理解とご協力をお願いします。

**期間** カラス・キツネ・ヒグマ：9月30日（火）まで

**捕獲方法** 銃器、わな

エゾシカ：10月17日（金）まで

アライグマ：令和8年3月31日（火）まで

**区域** 町内一円

※住宅街、その他人が集まる場所での銃猟は法律（銃刀法、狩猟法）で禁止されています。

【お問い合わせ先】 ④水産林務課 水産林務G TEL5-3763

## 乳幼児のいる世帯にゴミ袋を無料配付しています

⑧健康こども課 児童支援G 5-3765



子育て世代を応援するため、乳幼児を対象に町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料配付しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

- 【対象者】町内に住所を有し、満3歳に達する誕生月の前月までの（令和4年5月以降に生まれた）乳幼児の保護者
- 【内容】対象乳幼児1人につき、燃やすゴミ用15リットル袋を1カ月あたり5枚お渡しします。ただし、申請した月からの分を当該年度分まとめてお渡しします。
- 【受付期間】4月1日（火）～ ※3月中に申請することはできません。
- 【申請方法】保護者と確認できるものを申請場所まで持参してください。
- 【申請場所】⑧健康こども課、①住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JAゆうべつ町芭露支所内）
- 【その他】申請が遅れると受給枚数が減る場合があります。

## オムツを使用している高齢者などにゴミ袋を無料配付しています

⑧福祉課 高齢介護G 5-3761

オムツを使用している高齢者・要介護者・障がい者（児）を対象に、町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料で配付しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

- 【対象者】オムツを使用している在宅の方で、次のいずれかに該当する方。
  - ①満75歳以上の方
  - ②介護保険法に規定する要介護状態区分「要介護1～要介護5」の方
  - ③障害者総合支援法に基づく障がい者または障がい児**対象外**入院中の方や施設入所中の方
- 【内容】対象者1人につき、燃やすゴミ用15リットル袋を1カ月あたり5枚お渡しします。ただし、申請した月からの分を当該年度分まとめてお渡しします。
- 【受付期間】4月1日（火）～ ※3月中に申請することはできません。
- 【申請方法】次のものを申請場所まで持参してください。なお、対象者のご家族など代理の方が申請することもできます。
  - 後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、障害者手帳など、対象者であることが証明できるもの。
  - オムツを購入した際の領収書など、オムツを使用していることが証明できるもの。
- 【申請場所】⑧福祉課、①住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JAゆうべつ町芭露支所内）
- 【その他】申請が遅れると受給枚数が減る場合があります。



## 道立心身障害者総合相談所 一般巡回相談を実施します

☎福祉課 福祉G 5-3761

北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談が実施されます。

- 【相談対象者】 ● 18歳以上の身体障がい者で、電動車いすなどの直接判定を必要とする補装具の交付を希望される方
- その他の専門的判定を必要とする方
- 18歳以上の知的障がい者で、療育手帳の新規または再判定の対象者は、次の日程より町からご連絡します

### 【日程など】

実施日	実施場所（予定）
4月15日（火） 16日（水） 17日（木）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）
6月24日（火） 25日（水）	網走市総合福祉センター（網走市北11条東1丁目）
8月 5日（火）	紋別市総合福祉センター（紋別市幸町7丁目1番10号）
8月 6日（水） 12月 2日（火） 3日（水） 4日（木）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）

## 障がい者・障がい児に関する出張相談窓口を開設します

☎福祉課 福祉G 5-3761

障がい者・障がい児の相談支援窓口として「相談支援事業所 暮らしネットLink」と「相談支援室 ま〜ぶる」が次のとおり出張窓口を開設しますので、ご利用ください。

【開設場所】 保健福祉センター内（栄町）

### 【日程など】

開設月	相談支援事業所 暮らしネットLink		相談支援室 ま〜ぶる	
	開設日	開設時間	開設日	開設時間
令和7年 4月	7日（月）	午前9時30分 ～ 午後3時	17日（木）	午前10時 ～ 午後3時
5月	7日（水）		15日（木）	
6月	2日（月）		19日（木）	
7月	7日（月）		17日（木）	
8月	4日（月）		21日（木）	
9月	1日（月）		18日（木）	
10月	6日（月）		16日（木）	
11月	4日（火）		20日（木）	
12月	1日（月）		18日（木）	
令和8年 1月	5日（月）		15日（木）	
2月	2日（月）		19日（木）	
3月	2日（月）		19日（木）	

## アクティブシニアの生涯学習 学びすとカレッジで新しい楽しみを見つけませんか？

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

令和7年度第1期は「新聞紙創作」の講座を開講します。簡単な小物入れや、新聞の写真・イラストを生かしたバックなどを作ります。たくさんの方のお申し込みをお待ちしています。

＜新聞紙創作講座＞申し込み者が3人以上の場合のみ開講します。

講師	場所	日時	内容
高橋 映子さん	上湧別農村環境改善センター 保健相談室 (上湧別屯田市街地)	4月16日(水)・30日(水) 5月14日(水)・28日(水) 6月11日(水)・25日(水) 午前10時～11時30分	新聞紙や広告の紙を用いたバック作りです。日常使いの野菜入れや、小物入れから始めて、写真やイラストを生かしたバックなどを作ります。

※皆さんの希望を生かした新しい講座の開設を目指しています。「こんなことをやりたい！」というご希望をぜひ教育委員会社会教育課までお伝えください。

【対象者】おおむね60歳以上の方

【定員】10人

【通学方法】各自でお越しください。

【学費】基本的には無料ですが、教材や用具、テキストなどの費用は自己負担です。今回の講座では材料費・特別な準備は必要ありません。

【入学方法】入学を希望される方は、4月11日(金)までに教育委員会社会教育課へ電話または申し込みフォームでお申し込みください。



申し込みフォーム

### 《学びすとカレッジとは?》

年4回(第1期4～6月、第2期7～9月、第3期10～12月、第4期1～3月)開講します。学生は期ごとに大学が設置する講座の中から1講座を選択して学びます。今期は1講座のみの開催予定です。

## 行政相談窓口を開設します

①住民税務課 住民生活G 2-5863

国や北海道、市町村が行う仕事や手続き、行政サービスについてお困りのことはありませんか。国から委嘱されている行政相談委員がご相談に応じますので、お気軽にお越しください。

なお、相談料は無料で秘密は固く守られます。

日時	場所	行政相談委員
4月16日(水) 午後1時30分～3時30分	文化センターTOM(中湧別中町)	水野 豊さん

**アイロンビーズ講座を開催します**

⑧健康こども課 子育て相談G 5-3765

アイロンビーズとは、小さなパイプ状のビーズを専用プレートの上に並べて平面的な絵柄を作り、アイロンの熱で溶かして接着する、子どもから大人まで楽しめる知育玩具です。ひとつのことに集中することで自然と呼吸のリズムが整いやすくなり、リラックス効果が得られるといわれています。

【日時・場所】4月23日（水）午前10時～11時30分 湧別児童センター（栄町）

【講師】子育て支援センター職員

【対象】町内に居住する就学前の乳幼児とその保護者  
※お子さん（幼児）のアイロンビーズ体験もできます。

【定員】5組程度

申し込みフォーム

【申込期間】4月18日（金）まで

【申込先】湧別子育て支援センター Tel 5-2432 FAX 5-2237

参加者氏名、電話番号、託児の有無、託児を希望される方はお子さんの氏名と年齢を添えてお申し込みください。申し込みフォームでも受け付けています。

【その他】図柄の用意はありますが、お気に入りのものがありましたらお持ちください。託児希望の方は、お子さんの着替えやオムツ・水分補給用飲料水などをご持参ください。

**子育て支援センター4月の予定表**

子育て支援センターでは、親子が一緒に遊ぶ育児学級や、お母さんのための講座などさまざまな活動を行っています。就学前の乳幼児とその保護者の方であれば、どなたでも利用できます。ぜひ一度遊びに来てみてください。

【お問い合わせ先】

⑧健康こども課 子育て相談G Tel 5-3765

湧別子育て支援センター Tel 5-2432 FAX 5-2237

予定表はこちらから  
ご覧ください！



町ホームページ

**山火事予防にご協力ください**

雪解けとともに異常乾燥が続き、山火事が最も発生しやすい時期を迎えます。林野火災の発生原因で最も多いのは、ゴミ焼きによる出火で、月別出火件数では4月が最も多くなっています。山菜採りや山林内で仕事をされる方は火気の取り扱いに十分注意し、入林の際には所有者の了解を得てください。

山火事を発見したら、直ちに消防署、⑧水産林務課（Tel 5-3763）に通報を！

林野火災予防強調期間（無煙期間）4月10日（木）～5月20日（火）

## 北海道交通事故相談所をご利用ください

☎住民税務課 住民生活G 2-5863

北海道では、交通事故相談所を設置して専門の相談員が無料で相談に応じています。

- 交通事故にあったが、どうしたらよいのか分からない。
- 損害賠償の額が適正かどうか知りたい。
- 示談をどのように行ったらよいか？
- 残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？ など

### ◆巡回相談

事前予約制です。希望日の5開庁日前の正午までに下記まで電話でお申し込みください。予約が無い場合は中止となります。

【予約先】北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 ☎0152-41-0627

【閉庁日】土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日

会場	北見交通安全研修センター (北見市青葉町5番16号)	オホーツク総合振興局 交通事故相談所 (網走市北7条西3丁目)	紋別市役所 (紋別市幸町2丁目)
相談時間	午後1時30分～4時30分	午前9時～正午	午前9時～正午
相談日	令和7年 4月16日(水) 5月14日(水) 6月11日(水) 7月9日(水) 8月6日(水) 9月10日(水) 10月8日(水) 11月12日(水) 12月10日(水) 令和8年 1月14日(水) 2月9日(月) 3月10日(火)	令和7年 4月17日(木) 5月15日(木) 6月12日(木) 7月10日(木) 8月7日(木) 9月11日(木) 10月9日(木) 11月13日(木) 12月11日(木) 令和8年 1月15日(木) 2月10日(火) 3月11日(水)	令和7年 6月17日(火) 9月3日(水)

### ◆電話・文章（メール・ファクス）相談

北海道交通事故相談所（道庁）へのご相談となります。

電話：050-3533-4703 FAX：011-232-7452

メール：kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

※相談受付時間は、月～金曜日（土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）の午前9時～午後4時30分（相談は午後5時まで）

【問い合わせ先】北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課 ☎0158-41-0627

## 猟銃所持許可初心者講習会を開催します

㊟水産林務課 水産林務G 5-3763

猟銃・空気銃を初めて所持しようとする方を対象に、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づき、猟銃および空気銃の取り扱いに関する講習会が開催されます。

【日 程】5月10日（土）午前9時30分

【開催場所】北海道警察北見方面本部 3階303号会議室（北見市青葉町6番1号）

【申込方法】4月30日（水）までに、北海道警察北見方面本部（Tel 0157-24-0110）または遠軽警察署（Tel 0158-42-0110）へお申し込みください。

【補助制度】猟銃所持許可や狩猟免許の取得にかかる費用に対し、2分の1の額（上限あり）を補助しています。ただし、条件がありますので、詳しくは㊟水産林務課までお問い合わせください。



町ホームページ

## 山菜採りにともなう事故やヒグマとの遭遇にご注意ください！

雪解けが進み、山菜採りやレジャー、釣りなどのシーズンがやってきます。しかし、ヒグマも冬眠から覚め、エサを求め活発に行動することが予測されます。山へ入られる方は、次のことに注意してください。

### 【山菜採りの心構え5カ条】

- ①行き先を必ず家族などに知らせておきましょう。
- ②単独での入山はやめましょう。
- ③赤やオレンジなどの目立つ服を着るようにしましょう。
- ④通信手段（携帯電話、無線機など）や笛、鈴、ラジオ、非常食、懐中電灯、ナタなどを携行しましょう（熊撃退スプレーがあれば、なお良い）。
- ⑤迷っても落ち着いて行動しましょう。

### 【ヒグマと出会わないために】

- 「車が近くにあるから、大丈夫」ではなく、笛や鈴、ラジオなどの人工音を鳴らし、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう。
- 早朝や夕暮れ時はヒグマが活発に行動するので入山は避けましょう。
- ヒグマのフンや足跡、食べ跡、爪跡を見つけたらすぐに引き返しましょう。



町ホームページ  
ヒグマ出没情報

### 【ヒグマ出没状況】

町民の皆さまから寄せられた情報や、町職員が発見した情報を随時町ホームページに掲載しています。ヒグマの姿や足跡などを発見した場合は、㊟水産林務課へご連絡ください。

【問い合わせ先】㊟水産林務課 水産林務G Tel 2-5861

## 町有林作業員を募集します

⑧水産林務課 水産林務G 5-3763

令和7年度任用の会計年度任用職員（町有林作業員）を次のとおり募集します。

会計年度任用職員とは、1会計年度内（4月1日～翌年3月31日）で任用される一般職の非常勤職員です。地方公務員法が適用され、条件付採用、人事評価、懲戒処分およびその他の服務規程（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など）が適用となります。

### 【募集職種】

職種・募集人員	町有林作業員（パートタイム）	1人	勤務場所	町内の町有林内ほか
			任用期間	雇用契約日～12月25日
主な職務内容	町有林の維持管理業務 （刈払機による下刈作業、チェーンソーによる除伐作業など）		勤務時間	午前8時00分～午後3時25分のうち、6時間25分
			勤務日数	週6日（週38時間30分） ※日曜日・祝日は休日
必要な資格など	普通自動車運転免許（AT 限定不可）		給料額	日額11,810円～12,190円

【応募資格】 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

【給料・報酬】 会計年度任用職員の給与条例に基づき支給されます。また、通勤手当、時間外手当、期末手当および勤勉手当が支給されます。

【応募方法】 町指定の履歴書（①総務課および⑧福祉課に備えてあります）と必要な資格の免状の写しなどを、4月10日（木）までに⑧水産林務課へ持参または郵送してください。

【選考方法】 書類選考または面接試験を行い、任用予定者を決定します。面接試験を行う場合は応募者に日程などを後日通知します。

## 地域おこし協力隊(インターン)の受け入れ事業所を募集します

①企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、地域おこし協力隊インターン制度を活用して、短期間、インターン隊員を受け入れていただける事業所を募集します。インターンの受け入れを通じて地域協力活動や人材育成にご協力いただける事業所の皆さまの応募をお待ちしています。

【実施内容】 受入隊員へ事業所の業務などをメインに就業体験の機会を与えていただきます。

【受入期間】 2週間～1カ月 ※隊員の希望に応じて決まります。

【応募】 4月30日（水）までに①企画財政課へご連絡ください。

【その他】 取り組みの詳しい内容などは①企画財政課にお問い合わせください。

### 《地域おこし協力隊インターンとは?》

協力隊を希望している方が実際に地方で活動しながら、その地域や活動に自分がマッチしているかをお試しできる制度です。

湧別町への移住や定住を考えている方が、町での生活を体験することを目的に参加することも可能です。

※隊員には、町から1活動日につき12,000円を上限に活動報酬を支給します。

※参加にかかる費用（宿泊費や現地までの交通費など）は隊員本人の負担になります。

※インターン隊員は、基本的に町が募集を行い決定します。